

マイナポータルを利用しマイナンバーカードの読み取りをした方

令和 7 年(2025年) 7 月16日

高等学校等就学支援金を
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道大麻高等学校長 岩 崎 弘 之

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況の確認のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けている方で、マイナポータルを通じて自己の税情報等の登録により所得確認を行っている場合は、毎年、住民税が確定する 6 月以降に、保護者等の収入に関する届出が必要です。

つきましては、高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、期日までに届出してください

また、併せて高校生等臨時支援金（以下、「臨時支援金」という。）の登録も行ってください。

なお、就学支援金の継続受給を希望しない場合は、システムにより、受給権放棄の意向を登録してください。

記

1 届出期日

令和 7 年（2025年）7 月24日（木）まで

※e-Shienのマイナポータルのシステムメンテナンスのため、手続きが出来ない日があります。

システムの「お知らせ」を参照してください。

2 届出方法

マニュアルの「④変更手続編（保護者等情報変更届出）」と「臨時支援金」を参照してください。（※ 4 月にシステムの誤操作があったため、変更箇所がなくても④変更手続編になります。）

「臨時支援金」は、④変更手続編の結果画面（受付番号が表示される）の下部の「臨時支援金意向登録」から始まります。

3 留意事項

- (1) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、就学支援金ではなく、臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※支給対象となる生徒本人が平成21年1月2日から平成21年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

- (2) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7 月分から授業料を納めていただきます。

- (3) 確認の結果については、確認され次第文書でお知らせします。

- (4) 保護者等の人数に変更があった場合は、事務室までご連絡ください。

- (5) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務室までご連絡ください。

連絡先 北海道大麻高等学校 事務室
就学支援金担当：山本
連絡先：011-387-1661
平日の 8 時30分から16時30分まで